

公共サービス改革法の民間競争入札による  
広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務の調達

1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）の概要

(1) 仕組み

民間による創意・工夫の  
発揮が期待できる一体の  
公共サービスを選定

「官民競争入札」・  
「民間競争入札」に  
より実施主体を決定

公共サービスの  
質の維持向上・  
経費削減を推進

(2) 公共サービスの選定

・施設の設置、運営又は管理  
・研修、相談、調査研究等

選定

「公共サービス改革基本方針」  
で閣議決定

「公共サービス改革基本方針」は毎年度改訂。

(3) 官民競争入札・民間競争入札

官民競争入札 = 実施主体を国と民間事業者が対等な立場で参加する競争入札で決定

民間競争入札 = 実施主体を民間事業者間の競争入札で決定

入札に際しては、「仕様書」の内容を含んだ「実施要項」を策定。

(4) 官民競争入札等監理委員会

外部有識者 13 人以内で構成される官民競争入札監理委員会を内閣府に設置

平成 23 年 7 月現在、落合誠一委員長（中央大学法科大学院教授）以下 12 人

対象事業は委員会の議を経て選定し、基本方針として閣議決定

実施要項は委員会の議を経て策定し、各府省で入札・落札者決定

2 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務

(1) 基本方針の決定

平成 22 年 7 月 6 日「広域交通管制システムの更新整備及び維持管理」が基本  
方針において民間競争入札の対象とされた。

= システムの設置と維持管理を一体として契約することで経費削減

= 財政法の特例規定（公共サービス改革法 30 条）により 10 年間の国庫債  
務負担行為を設定（通常 5 年が限度）

(2) 民間競争入札の実施

《民間競争入札実施要項の策定》

資料提供招請（30 日）

警察庁の仕様書審査委員会における審議（1、2 回目）

警察庁の総合評価委員会における審議（1 回目）

官民競争入札監理委員会に設置された小委員会での審議（1 回目）

警察庁の総合評価委員会における審議（2 回目）

意見招請（30 日）

・資料交付 = 14 事業者、意見提出 = 5 事業者、意見数 = 71

・意見提出した 5 事業者すべての意見がなくなるまで調整

警察庁の仕様書審査委員会における審議（3 回目）

官民競争入札監理委員会に設置された小委員会での審議（2 回目）

現在、本委員会に付議中

8 月中旬頃に入札公告

11 月中旬頃に契約締結の予定

《入札及び評価の方法》

総合評価方式を採用

仕様を満たせば 100 点。入札内容に応じて 10 点まで加点可能。

獲得得点を入札価格で除し、最も点数が高い入札者を落札者に決定